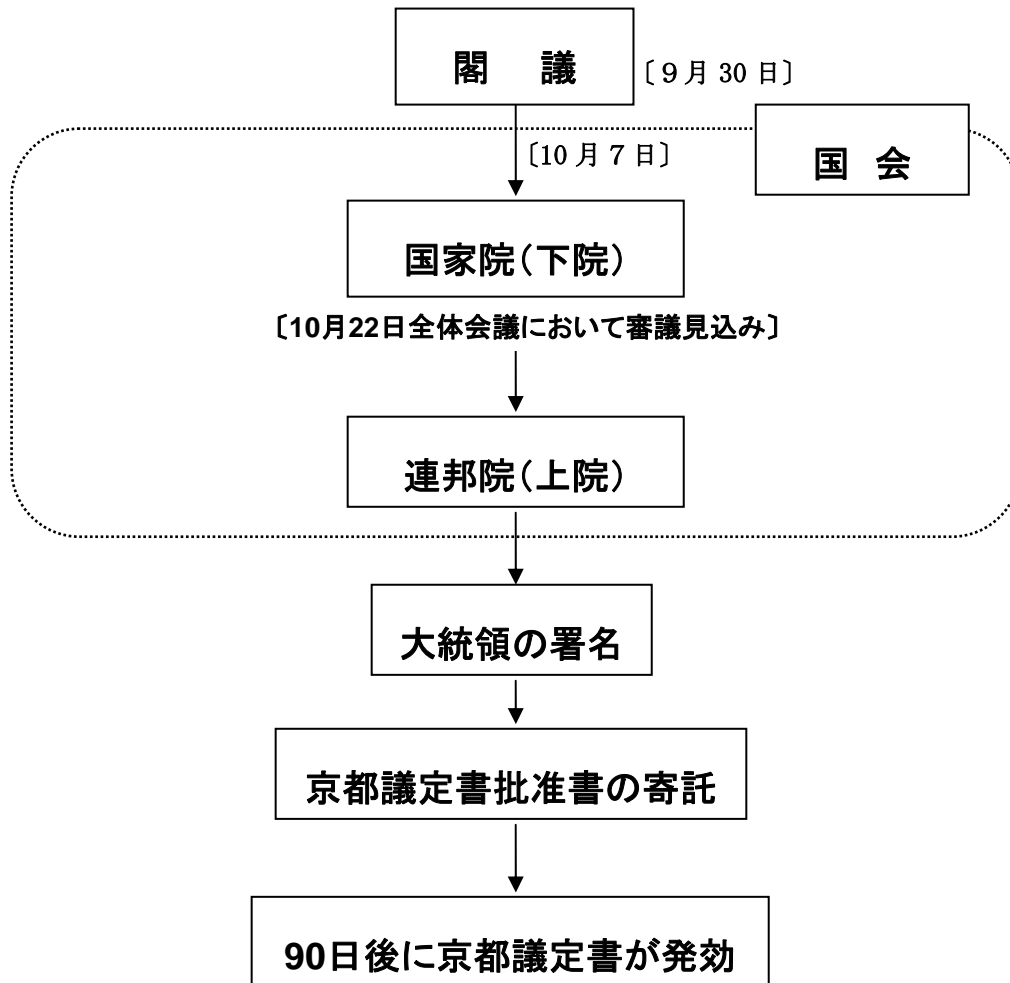


ロシアの京都議定書批准の政府決定について

- ロシア政府は、9月30日、京都議定書を批准する旨の閣議決定を行った。（10月7日、批准法案は、国家院（下院）に送付された。）
- 日本は、議定書発効のカギを握るロシア政府に対して、これまで小泉首相をはじめ、様々なレベルで議定書批准を働きかけてきた。環境大臣も、国際会議の機会等を利用してロシア政府に議定書批准を働きかけてきた。今回、京都議定書の批准が閣議レベルで合意されたことは、ロシアの議定書批准に向けての大きな前進である。
- ロシア政府における今後の関係省庁の作業や国会の審議の状況について引き続き注視していく。

2. ロシアの今後の議定書批准のプロセス



- 国家院（下院）に批准法案を提出→通常通過に3ヶ月かかるが、場合によっては数日で終了
- その後5日以内*に連邦院（上院）に送付→法案採択の可否を判断
- その後5日以内*に大統領に送付→大統領は14日以内*に署名、公布
- 国連事務総長への寄託→寄託から90日後に京都議定書は発効する。

(*=いずれも憲法の規定による)

具体的な批准終了時期は、ロシア議会における審議の長さによるが、年末～年明け目途と見込まれる。

(参考1)

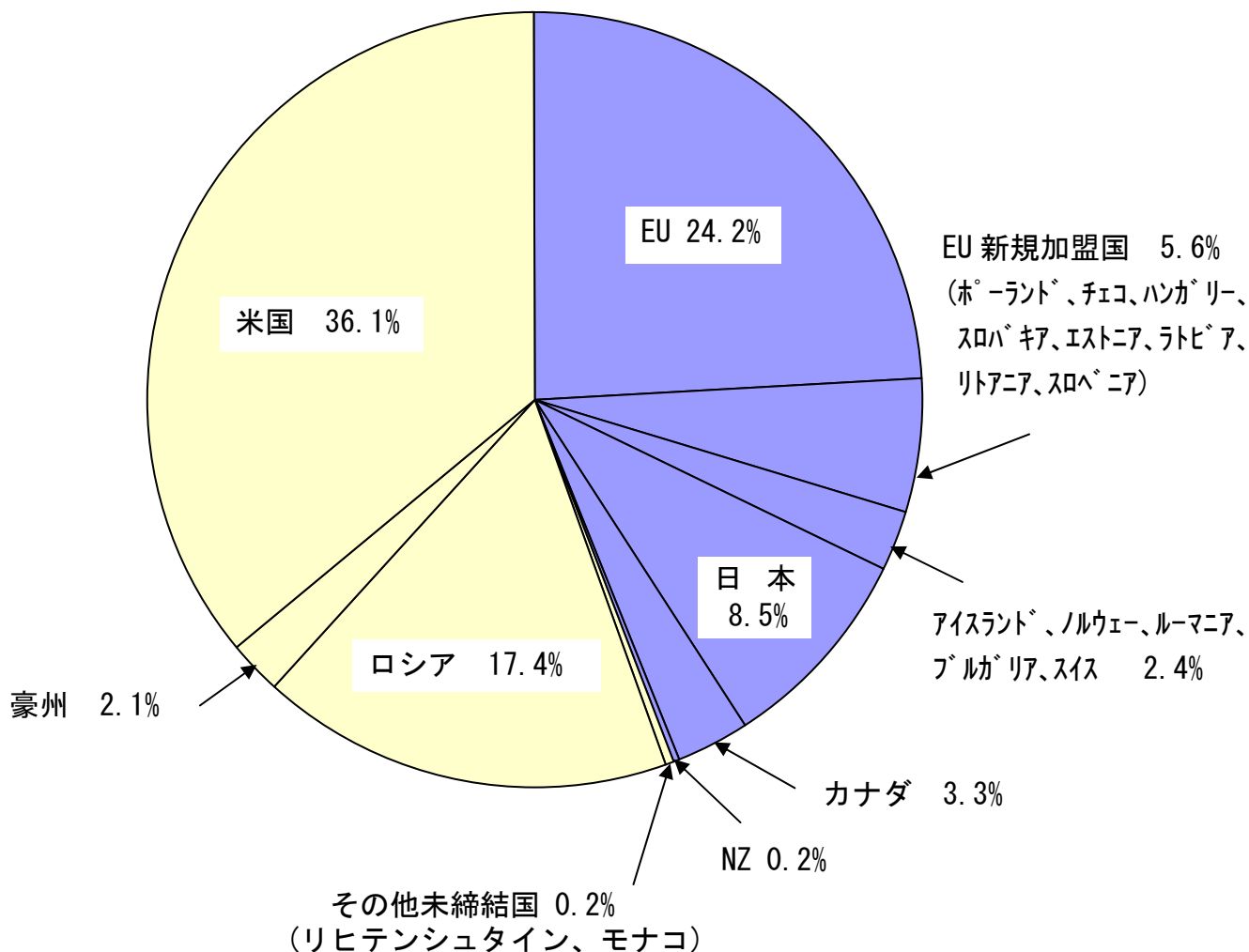
京都議定書の発効要件

以下の両方の条件を満たした後、90日後に発効。

- ①55ヶ国以上の国が締結
- ②締結した附属書 I 国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全附属書 I 国の合計の排出量の55%以上

※2004年10月5日現在で、125ヶ国と欧州共同体が京都議定書を締結済み。
また、締結した先進国の排出量の合計は約44.2%。
②の要件を満たすためにはさらに約10.8%の先進国の締結が必要。

1990年の附属書 I 国の二酸化炭素排出割合



(出典：国連気候変動枠組条約事務局が集計・公表しているデータを基に、環境省地球環境局が作成)

(参考 2)

京都議定書発効に伴って行うこととなる事柄

1. 発効により施行される地球温暖化対策推進法の条項

- ・地球温暖化対策推進大綱を基に京都議定書目標達成計画を策定
- ・地球温暖化対策推進本部が法定本部となる（現在は閣議決定本部）
- ・都道府県及び市町村が京都議定書目標達成計画を基に地域推進計画を策定（努力義務）

2. 発効により締約国に生じる事項

- ・締約国の削減約束（日本は6%）の達成について法的拘束力が発生
- ・気候変動枠組条約の締約国会議が京都議定書の締約国会合も兼ねて開催（COP/MOP）
- ・2005年から次期枠組（2013年以降のルール）についての国際交渉を開始